

建設業者のみなさまへ

宇治市暴力団排除条例を制定

～平成26年4月1日施行～

総務部総務課・契約課

暴力団の存在や、暴力団による不当な行為により、市の行政、市内での事業活動や市民生活に生じる不当な影響を排除し、市民の安全・安心で平穏な生活の確保を図ることを目的として、宇治市暴力団排除条例を制定しました。

条例の主な内容

この条例では、「市、市民や事業者の責務」「公共工事からの暴力団排除」「市の事務事業、公の施設からの暴力団排除」「暴力団威力利用行為、利益供与の禁止」「青少年の健全な育成」「罰則」などを定めています。

これにより、市は公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないよう、また暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有する者を契約の相手方にしないことなど、必要な措置を講じます。

公共工事からの暴力団排除

1

暴力団員等との公共工事請負契約の締結禁止

宇治市は、公共工事を請け負わせる契約（請負契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。[第10条第1項]

2

暴力団員等との下請契約又は物品納入等契約の締結禁止

宇治市と公共工事の請負契約を締結した元請契約者は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（物品納入等契約）を暴力団員等との間で締結することを禁止します。[第10条第2項]

建設業法第2条第4項に規定する下請契約・物品納入等契約とは

下請契約

建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者その他の建設業を営む者との当該建設工事の全部又は一部について締結させる請負契約をいいます。

物品納入等契約

例えば生コンクリート（セメント、砂利、砂、化学薬品）防音シート等の物品納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、産業廃棄物の処理、土木作業員用の自動販売機の設置等が該当します。また、工事に伴う騒音等に対する住民対策等の役務の提供を受けることについても当該契約に当たることとなります。

3

暴力団員等との下請契約の締結禁止

下請契約者は、暴力団員等との間で下請契約を締結することを禁止します。

[第10条第3項]

4

暴力団員等との物品納入等契約の締結禁止

物品納入等契約者及び下請契約者は、暴力団員等との間で物品納入等契約を締結することを禁止します。 [第10条第4項]

5

誓約書を徴する義務

宇治市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者は、公共工事に係る契約を締結するに当たり、契約金額が150万円以上の場合はその相手方から、代表者本人のほか、法人等の場合はその役員や使用人についても暴力団ではない旨の誓約書を徴しなければなりません。 [第10条第5項]

使用人とは

支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者。

営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、これらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者。

契約金額が150万円未満の場合は、誓約書を徴する必要はありません。

ただし、1件の公共工事に関し、同一の当事者間において締結された下請契約及び物品納入等契約が2件以上あり、その契約金額の総額が150万円以上となる場合は誓約書を徴する必要があります。

暴力団員等との下請契約、物品納入等契約が禁止される(誓約書を徴する)範囲は、4ページを参照してください。

6

誓約書の保管義務

宇治市、元請契約者、下請契約者、物品納入等契約者は、徴収した誓約書を5年間保管しなければなりません。[第10条第6項]

7

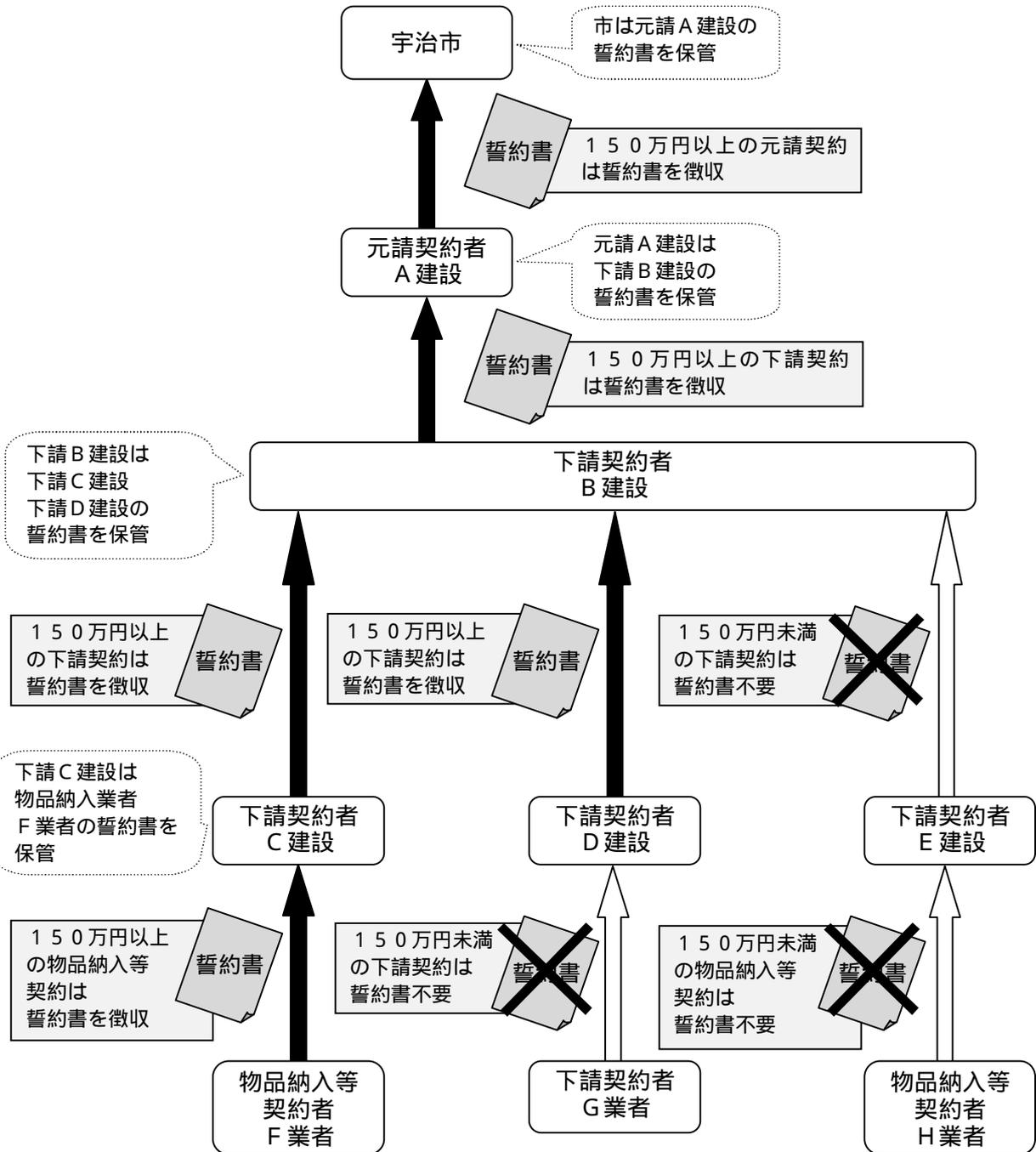
報告又は資料の提出

市長は、第10条の規定の施行に必要な限度において、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。[第15条]

8

罰則

- ① 誓約書に暴力団員でない旨等の虚偽記載をして提出した者
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金[第19条第1項]
- ② 市長の求めに対して報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
20万円以下の罰金[第19条第2項]
- ③ 誓約書を徴しなかった者、誓約書を5年間保管しなかった者
5万円以下の過料[第19条第3項]



誓約書は契約を締結する際に徴収するようにしてください。

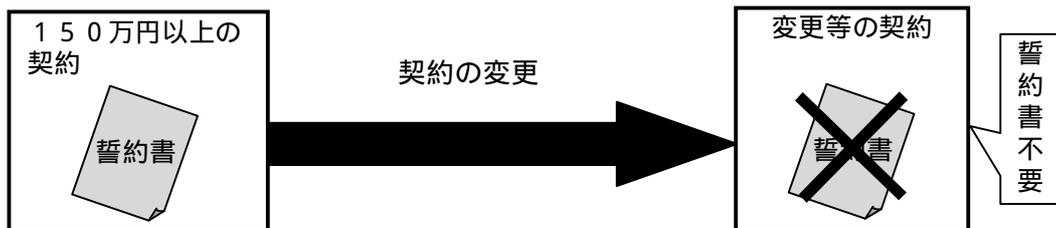
①単価契約の場合

市の公共工事に関連する単価契約については、相手方との契約総額が150万円を超える段階で誓約書を徴することとなります。

宇治市と元請業者の契約に関しては、当初の単価契約の締結の際に誓約書を徴します。

②契約変更の場合

市が発注する1件の建設工事について、すでに誓約書を徴している場合で、その後当該契約の変更等の契約を締結した場合は、改めて誓約書を徴することは不要です。



契約書提出時に、誓約書を契約課に提出してください。

提出がない場合、落札はその効力を失い、違約金を徴収します。

(『宇治市工事等競争入札心得』[第30条第2項、第31条第2項])

**『宇治市工事等競争入札心得』(平成26年4月1日施行)より一部抜粋
(契約書等の提出)**

第30条 落札者は、落札決定の通知書に契約予定日を記載するので、その日までに記名押印した契約書を提出しなければならない。なお、契約書は必要に応じて印紙を貼付し、必要な箇所に割印をして提出するものとする。

2 落札者が、前項で示した期限内に正当な理由なく契約書及び宇治市暴力団排除条例第10条第5項に定める誓約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。この場合第31条を適用して違約金を徴収する。

3 落札者が、落札決定から契約締結までの間に、宇治市入札参加資格の停止に関する要領に基づく指名停止措置を受けた時は契約を締結しないことがある。この場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

(違約金)

第31条 落札者が契約を締結しないときの違約金は、次の各号による。

(1) 入札保証金を納付しているときは、地方自治法第234条第4項の規定により宇治市に帰属する。

(2) 入札保証金が免除されているときは、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

誓約書の提出は、工事ごとに必要です。

平成26年4月1日以降に契約を締結する案件から誓約書の提出が必要です。

【誓約書（様式）】

年 月 日

様

住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

⑩

（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

誓約書

私並びに宇治市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条3号に規定する暴力団員に該当しないことを誓約します。

契約に関するお問い合わせ：宇治市契約課(☎0774-20-8716)
条例に関するお問い合わせ：宇治市総務課(☎0774-20-8700)

暴力団に関して困ったことがあれば、下記へご相談ください。
京都府暴力追放運動推進センター（電話 075-451-8930）
宇治警察署刑事課（電話 0774-21-0110 内線：382）